

重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス)

(令和6年6月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	ショートステイ それいゆ
開設年月日	平成22年10月25日
所在地	高山市昭和町2丁目85-1
電話番号	0577-35-0710
FAX番号	0577-35-0712
管理者名	長瀬 千春
介護保険事業者番号	(2172700987 号)

(2) 目的と運営方針

- ① 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者等の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

(3) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の概要

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、要介護者及び要支援者の家庭などでの生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者

のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって短期入所生活介護計画または介護予防サービス計画が作成されますが、その際利用者・扶養者（ご家族）の希望を取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

(4) 事業所の職員体制

	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1 (兼務)	
医 師		0. 2
生 活 相 談 員	1. 5	
看 護 職 員	1	0.9
(機能訓練指導員兼務)	0. 1	
介 護 職 員	7. 3	
	内介護福祉士 5. 4	
栄 養 士	委 託	
調 理 員	委 託	

(5) 利用定員等

定 員	20名	
居 室	個 室	14室
	3人部屋	2室

2. サービス内容

(1) ケアサービス

当事業所でのサービスは、どのような介護サービスまたは介護予防サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという短期入所生活介護計画または介護予防サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

医 療	利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
介 護	短期入所生活介護計画または介護予防サービス計画に基づいて実施します。
機能訓練	事業所内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。そのため、必要以上に手を貸さないこともひとつのケアの一部としてご理解とご協力を頂いております。

(2) 生活サービス

当サービス利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。

サービス	内 容	提供方法
短期入所生活介護計画または介護予防サービス計画の立案	利用者の希望を尊重し、どのような介護サービスまたは介護予防サービスを提供すれば家庭復帰して頂ける状態になるかを考慮した計画の立案	ご利用者・ご家族の希望を十分取り入れ、内容については同意を頂きます
食 事	利用者の希望・状態に合わせた食事形態にて提供いたします	朝 7:30 昼 11:30 夕 17:30
口腔ケア	口腔機能を維持し、疾患を予防するための口腔ケア	起床時及び毎食後：日 4 回 胃瘻の方は日 3 回
清潔・整容	一般浴槽の他に介助を要する利用者には特別浴槽にて対応	入浴 週 2 回程度 清拭
	理美容サービス	出張サービス（別途料金）
看護・介護	利用者の状態に応じて適切な医療処置の施行 短期入所生活介護計画または介護予防サービス計画に基づいて日常生活全般におけるの援助	医師、看護師、介護士が対応致します
機能回復訓練	事業所内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待しています。ご利用者の機能回復、残存機能の維持を目的に援助させていただきます。	リハビリテーション レクリエーション 学習療法 など
相談援助	ご利用者・ご家族の御要望・心配事に対し相談・援助させていただきます。	適宜行います

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険に係る自己負担割合が 2 割の方は表示金額の 2 倍、自己負担割合が 3 割の方は表示金額の 3 倍になります。）

① サービス利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日当りの自己負担分です。）

区 分	3 人部屋・個室
要支援 1	4 7 9 円
要支援 2	5 9 6 円
要介護 1	6 4 5 円
要介護 2	7 1 5 円
要介護 3	7 8 7 円
要介護 4	8 5 6 円
要介護 5	9 2 6 円

② 介護職員の体制に関する加算料金

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 介護職員のうち介護福祉士 6 0 % 以上	1 8 円
------------------------------------------	-------

看護体制強化加算(Ⅲ)イ（介護予防を除く） 利用定員が29人以下 看護職員を常勤換算で1名以上配置 訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間連絡体制の確保 3か月間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4、要介護5である者の占める割合が100分の70以上である	12円
看護体制強化加算(Ⅳ)イ（介護予防を除く） 利用定員が29人以下 看護職員を常勤換算で1名以上配置 訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間連絡体制の確保 3か月間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4、要介護5である者の占める割合が100分の70以上である	23円
医療連携強化加算（介護予防除く）※1	58円

※ 1 当事業所において、以下のいずれかに該当するご利用者に対して急変の予測や早期発見などの為、看護職員による定期的な巡視を行い、指定短期入所生活介護を行った場合に1日につき58円加算されます。

- イ. 喀痰吸引を実施している状態。
- ロ. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
- ハ. 中心静脈注射を実施している状態。
- ニ. 人工腎臓（血液透析）を実施している状態。
- ホ. 重篤な心機能障害、呼吸障害等に常時モニター測定を実施している状態。
- ヘ. 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
- ト. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
- チ. 褥瘡に対する治療を実施している状態。
- リ. 気管切開が行われている状態。

③ 栄養管理

心臓病食・糖尿病食・脂質異常症食・貧血食・腎臓病食・肝臓病食などの提供を行った場合、療養食加算として1食につき8円が加算されます。1日につき3回を限度とします。

④ その他

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (利用開始日から7日を上限)	200円
若年性認知症利用者受入加算※2	120円
緊急短期入所受入加算※3	90円
在宅中重度者受入加算※4	417円
送迎加算※5	片道184円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(サービス利用料+必要加算)に14%

	乗じた金額
--	-------

- ※ 2 当事業所において若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合に1日につき120円加算されます。但し、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。
- ※ 3 当事業所において、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に1日につき90円加算されます。短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度とします。
- ※ 4 当事業所において当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき417円加算されます。
- ※ 5 当事業所において、利用者の心身の状態や家族の事情等からみて送迎を行うことが必要とみとめられる利用者に対して、自宅と当事業所間の送迎を行う場合、片道につき184円加算されます。

(2) 介護保険対象外の料金

① 食費（1食当り）

朝食	410円
昼食	810円
夕食	810円
おやつ	100円

（但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（1日当り）

3人部屋	800円
個室	2,400円

（但し、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

※上記「①食費」および「②滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階～第3段階）の利用者の自己負担額については、別途資料1（施設利用者負担説明書）をご覧ください。

③ その他の料金

理美容代	1回当り 2,000円
日常生活費	実費（1日当たり）
レクリエーション費	実費
学習療法教材費	1ヶ月当り 2,200円
その他	個人負担として適切と思われるもの

(3) 支払方法

- ・お支払い方法は、銀行振込・振替（自動引き落とし）の2方法があります。ご利用契約時にお選び下さい。

- ・当事業所では、ご利用時期にかかわらず月末締めとさせて頂いております。毎月10日前後に、前月分の請求書と前々月の領収書を郵送いたします。振替日は毎月27日ですので、前日までに請求書の金額と残高をご確認下さい。
- 尚、銀行振込の期限は設定しておりませんが、次月の請求書を発行する（毎月5～7日頃）までに、ご入金の確認ができない場合は、改めて請求することがありますので、お早めにご入金をお願い致します。
- ・窓口でのお支払いは取扱いを控えさせて頂いておりますので、ご了承下さい。
- ・当施設での口座番号は次の通りです。

取扱い銀行	飛騨信用組合 本店営業部
名 義	医療法人 同仁会 ショートステイ それいゆ 理事長 折茂 謙一
口座番号	(普) 0796567

*誠に勝手ながら、口座振替（自動引き落とし）は飛騨信用組合のみとさせていただきます。

(4) キャンセル料

短期入所をキャンセルした場合には、その事情により以下の通りキャンセル料をいただくことがあります。

入所日5日前	1日の利用料自己負担分の30%
入所日3日前	1日の利用料自己負担分の50%
入所当日	1日の利用料自己負担分 全額

4. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいております。ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関

名 称	久美愛厚生病院
住 所	高山市中切町1番地1
名 称	高山赤十字病院
住 所	高山市天満町3丁目11番地

- ・ 協力歯科医療機関

名 称	アイビーデンタルクリニック
住 所	高山市下岡本町1857-8

※ 当事業所での対応が困難な状態になった場合や、専門的な対応が必要な場合には、責任をもって他の機関を紹介いたします。

5. 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者又は

扶養者若しくはそのご家族等に関する個人情報の利用目的を下記（個人情報の利用の目的）の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行なう業務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等の連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(2) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

6. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用約款」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 苦情・要望・ハラスメント等の相談窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問・苦情等がございましたら下記担当者までご相談下さい。また、「ご意見箱」での受付もいたしておりますのでご利用下さい。責任をもって調査・改善をさせていただきます。

苦情相談窓口担当者①
管理者(長瀬)・生活相談員(中島) TEL 0 5 7 7 - 3 5 - 0 7 1 0
苦情相談窓口②
高山市福祉保健部高年介護課 ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(月～金) TEL：0 5 7 7 - 3 2 - 3 3 3 3 fax：0 5 7 7 - 3 5 - 3 1 6 5 所在地：高山市花岡町 2 丁目 1 8 高山市役所内
苦情相談窓口③
岐阜県国民健康保険団体連合会 ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時(月～金) TEL：0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 5 fax：0 5 8 - 2 7 5 - 7 6 5 3 所在地：岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 岐阜県福祉農業会館内

8. 賠償責任

- (1) 短期入所生活介護サービス及び介護予防サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業所はご利用者に対して誠意を持って対処するものとします。
- (2) ご利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、ご利用者及び扶養者又

はご家族は連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

9. サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約を終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設その他居宅介護支援の対象にならない施設に入所または入院した場合。
- (2) 利用者について要介護認定が受けられなかった場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。
- (4) その他

①ご利用者及び、その扶養者またはご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みのない場合や社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為により、事業所の通常業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、高山市高齢福祉課、及び高山市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させていただくことがあります。

②次のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされた場合契約を解除いたします。 ※暴力又は乱暴な言動・無理な要求・性的嫌がらせ

10. ハラスメント対策

- (1) 事業所とその職員は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者及びその扶養者又はご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁じます。

11. 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は、虐待防止の指針に基づき対策をおこないます。
- (2) 担当者を定め、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を行います。
- (3) 当事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたって、職員又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、又はその疑いの報告を受けた場合は速やかに市町村に報告します。

12. 衛生管理

- (1) 事業所は、職員の清潔保持、健康状態の管理を行うとともに、利用者の使用する施設・設備又は飲用に供する水等について衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたって、施設内に感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるものとします。*（令和6年3月31日までの努力義務）
 - ①施設内における感染症の予防及び蔓延防止の対策を検討する委員会の設置、及び委員会の開催。（テレビ電話などを活用して行うことが出来るものとする。） おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②事業所内における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。

③事業所内において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的
に実施します。

1 3. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生において、指定短期入所生活介護の提供にあたって、継続的
に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開の為の計画（以下【業務継続計画】と
いう。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(1) 事業所は、職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練
を定期的
に実施するものとします。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を
行うものとします。

1 4. 非常災害対策

- ・ 防災設備

当事業所では、防災対策としてスプリンクラー、消火器、消火栓等を設置しております。
非常口につきましてはご利用時に一度ご確認下さい。

- ・ 防災訓練

当事業所では、年2回（春と秋）防災訓練を行っております。ご利用者の皆様にもご協
力をいただいております。

1 5. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ 面会

面会時間は午前9：00～午後7：30となっております。面会の際は、手洗い・うがい
のうえご入棟いただき、面会簿にご記入下さい。面会時には入所者の身の回り品、衣類など
の補充や整理整頓をお願いいたします。尚、当事業所では管理栄養士のもと、入所者の状態
に合わせた食事を提供しておりますので、面会時に多量の食べ物・飲み物の持ち込みはご遠
慮願います。

また防犯上の都合により、午後7：30に正面玄関自動扉の施錠を行います。午後7：
30以降に御面会の場合は、35-0710までご連絡をお願いします。

- ・ 外出

外出は体調などを考慮して医師の許可を得る必要があります。外出の届出用紙をステ
ーションにてご記入下さい。

- ・ 喫煙

皆様の健康と防災のため、全館禁煙となっております。煙草の持ち込みは禁止です。

- ・ 飲酒

お酒の管理は、「ショートステイそれいゆ」で行います。職員の許可なく、お酒を持ち
込まないで下さい。持ち込む場合は必ず職員までお申し出下さい。

- ・ 設備・備品の利用

施設設備・備品のご使用については職員までお申し出下さい。

・ 金銭・貴重品(補聴器・義歯・眼鏡・携帯電話・腕時計)の管理

入所時は多額のお金をお持ちにならないで下さい。お手元には、お小遣い程度にしていただき、自己管理していただきます。自己管理の所持金の紛失等については責任を負えません。貴重品については、取り扱い施設でも十分注意しますが、自宅で自己管理されている方や、施設管理の方でもご本人の使用中去らぬ自分で取り外しをされる方の紛失や破損については、責任を負えません。

・ 外出時の事業所外での受診

原則として外出中も「所在は施設」です。外出時に身体の調子が悪くなったり、怪我などをされた場合、また受診された場合、慌てず遠慮をせず、すぐに「ショートステイそれいゆ」までご連絡下さい。

・ 洗濯について

ご希望の方には業者(外注)への委託もご案内しております。(施設内4階のコインランドリーもご利用下さい)

・ 送迎について

送迎時間は、迎え 午前9時から11時30分、送り 午後2時から5時30分としております。送迎の範囲は、運営規定に定められた地域となっております。

土・日、年末年始(12/30から1/3)の送迎は行っておりません。

運営規定で定められた送迎範囲以外の地域への送迎を行う場合は、路程1キロメートル当たり30円加算されます。

16. 禁忌事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

17. その他

火気の取り扱いや物品の紛失などには十分ご注意下さい。

居室等へのペットの持ち込みはご遠慮下さい。

私は、ショートステイそれいゆより上記の説明を受け、その内容を理解し同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(扶養者・ 住所 _____

家族代表) _____ 続柄

氏名 _____ () 印